

樹の里テニスクラブ会員規約

(定義)

第1条 1. 本規約によって定める事項は樹の里クラブ（以下「本クラブ」という）の運営において適応されるものとします。

(目的)

第2条 1. 本クラブは、会員が本クラブを利用し、会員の健康の維持・増進を図り、会員相互の交流および親睦を深めることを目的とします。

(会員制度)

第3条 1. 本クラブは会員制とします。

2. 本クラブに入会される方は各種手続きにあたり、正確な情報を記載しなければなりません。

3. 本クラブは、会員の種類を設定または廃止することがあります。

(入会資格)

第4条 1. 本クラブの入会資格は次の通りとします。

①本規約および確認書の各項目を遵守する方（なお未成年の場合は、親権者の同意を必要とします）

②刺青（タトゥー含む）などをしていない方

③暴力団関係者でない方

④医師等により運動を禁じられておらず、本クラブの利用に支障がないと自己責任において申告された方

⑤入会手続き時に妊娠中でない方

⑥伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有しない方

⑦公的・私的を問わずスポーツクラブ等、会員制の団体より会員資格の停止または除名等の処分を受けたことがない方

2. 本クラブでは反入会後、半年間の猶予を持ち会員と本クラブが認めた場合入会出来ます。

(諸規則)

第5条 1. 会員は、本規約の各項目を遵守しなければなりません。

2. 施設の利用にあたっては、本クラブの指示に従わなければなりません。

(退会)

第6条 1. 会員が自己都合により本クラブを退会する場合は、利用終了月の前月末までに所定の書面（退会届）の提出を持って手続き完了といたします。（電話でお退会手続きは完了しません）

2. 会費等が未納の場合は、第1項の退会届の提出までで完納しなければなりません。

3. 会員が自己都合により会費を3ヶ月間以上滞納した場合は、退会扱いとします。

ただし、滞納分については全額支払わなくてはなりません。

(諸手続き)

第7条 1. 会員が入会手続き時に申請した内容に変更があった場合は、速やかに変更手続きをしなければなりません。

2. 本クラブより会員の住所あてに通知する場合は、会員から届出のあった最新の住所宛てに、本クラブが通知の未到達以後の責を負いません。

(会員資格の停止および除名)

第8条 1. 本クラブは、会員が以下の一つに該当するときは、当該会員の会員資格を一定期間停止または除名し、本クラブの利用契約を解除することができます。

①本クラブの名誉、信用を傷つけたとき

②本規約に違反したとき

③会費その他の債務を滞納し、本クラブからの催告に応じないとき

④本クラブの運営秩序を乱し、または話けおそれがあると本クラブが認めたとき

⑤他の会員に迷惑となる行為をしたと本クラブが認めたとき

⑥本クラブ入会後、暴力団等の反社会的勢力に関与したと本クラブが認めたとき

(資格喪失)

第9条 1. 会員は以下の場合に資格の喪失します。

- ①退会
- ②死亡
- ③除名
- ④運営上重大な理由により本クラブを閉鎖したとき

(資格の譲渡)

第10条 1. 本クラブの会員資格は、本人限りとし、譲渡または相続その他の包括的な継承をすることができません。

(入会金、年会費、月会費の改定)

第11条 1. 入会金、年会費は本クラブが定める金額とし、会員は入会時これを支払わなければならない。

- 2. 月会費は利用当月中に支払うこととします。
- 3. 会費は利用の有無にかかわらず、退会月までの会費を支払わなければならない。

(入会金、年会費、月会費の改定)

第12条 1. 本クラブの入会金、年会費、月会費等を改定することが出来ます。

- 2. 前項の改定を行う場合、本クラブは1ヶ月前までに改定内容を郵送にて会員に告知するものとします。

(施設の利用制限)

第13条 1. 本クラブは、試合、イベント等の諸行事等によって、全面または一部の利用を制限することがあります。

(休業)

第14条 ①気象、災害、その他やむをえない理由等により本クラブの営業を行うことが妥当でないと認めたとき

- ②改修工事等を行うとき
- ③本クラブは毎週木曜日を定休日とします。

- 2. 本条第2項、第3項による休業を行う場合、本クラブは1ヶ月前までに会員に告知するものとする。

(事故発生)

第15条 1. 本クラブで会員本人または第三者に生じた人的物的事故については、本クラブに故意または過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。

(窃盗および紛失)

第16条 1. 本クラブ利用時に生じた盗難および紛失については、本クラブに故意または過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。

(忘れ物、拾得物の取り扱い)

第17条 1. 本クラブにおける忘れ物について、会員は本クラブで定める一定期間（1ヶ月）経過後一切の権利を放棄したものとし、本クラブで処分することに異議を述べないものとします。

(会員の損害賠償責任)

第18条 1. 会員が本クラブにおいて自己の責に帰すべき事由により、本クラブまたは第三者に損害を与えた場合は会員はその賠償の責に任ずるものとします。

(解散)

第19条 1. 本クラブは、やむをえない理由による場合には3ヶ月前の予告をすることにより本クラブを解散することができます。
2. 解散の理由が天変地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告期間を短縮することができます。
3. 本クラブ解散の場合、会員に対し特別の補償は行いません。

(本規約の改正)

第20条 1. 本クラブは、本規約、本クラブの運営・管理に関する事項を改定することができます。また、その効力はすべての会員に適用されます。

(発効)

第21条 1. 本規約は2017年11月1日より発効します。